

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年3月23日

阿久根市長 西 平 良 将

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

#### ○ 脇本地区

（脇本馬場・脇本浜・下村・上原・筒田・桐野上・桐野下・大湊川・瀬之浦上・瀬之浦下・古里・槲之浦東・槲之浦西・深田・黒之浜・大谷・黒之上・大漣・小漣・松ヶ根・八郷）

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年3月18日

### 3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○ 経営体数

個人： 10 経営体

法人： 1 経営体

※ 平成27年度より、地区内認定農業者を地域の担い手として位置付け予定である。

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

瀬之浦地域については、農地中間管理事業のモデル地区としており、今後の活用が見込まれる。

また、それ以外の地域においても、地域の実情、個人の意向等を考慮し、活用が見込めれば、活用する方向で検討中。

### 6. 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる経営体については、地区内認定農業者を、今後中心経営体として人・農地プランへ位置付けをしていく予定である。また、その他の農業者についても地域の実情等を踏まえて、積極的に位置づけを図る。